

第18回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和5年2月17日
 告示番号 第3号
 会議年月日 令和5年2月24日
 会議の場所 川崎市民センター
 出席委員 別紙のとおり
 欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職

事務局長 阿部 徹
 局長補佐 佐藤 正浩
 企画係長 浅岡 栄嗣
 主 査 千葉 久和

本日の案件 第18回一関市農業委員会総会提出議案のとおり
 開会時刻 午後1時35分

議 長	<p>本日の出席委員は21名であります。 定足数に達しておりますので、第18回一関市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>なお、4番 小澤 仁 委員、17番 松岡 千賀子 委員、24番 鈴木 弘也 委員より欠席の届け出がありました。</p>
議 長	<p>行事報告については、お手元に配布してある総会後の事務連絡の資料に綴り込んでおりますので、ご了承願います。</p>
議 長	<p>議案審議に入る前に、お諮りいたします。</p> <p>議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に15番 千葉 綾雄 委員、16番 及川 治雄 委員を指名いたします。</p> <p>書記には、浅岡係長、千葉主査を指名いたします。</p>
議 長	<p>審議に入ります。</p> <p>「報告第38号 農政専門委員会の報告について」を議題といたします。</p> <p>一関市農業委員会会議規程第32条の規定により、農政専門委員長より報告をお願いします。</p>
農政専門委員長	<p>それでは、報告第38号、第5回農政専門委員会の報告をさせて</p>

いただきます。

まず、開催日時でございます。

令和5年2月8日、水曜日です。

開催場所は川崎農村環境改善センターでございます。

出席者は私ほか農政専門委員、出席8名、欠席3名というところでございます。

事務局は阿部事務局長、そして浅岡企画係長ということでございます。

協議内容でございますが、(1)令和5年度農作業標準賃金(案)についてでございます。

事務局で原案を作成し、2月3日に農作業標準賃金審議会を開催し、19名の委員によって審議を経て、農政専門委員会で協議したところでございます。

まず、①人力の部でございます。

人力作業及びオペレーターの標準賃金、令和5年度人力作業賃金についての事務局案は、前年比で4%アップ、300円引き上げし6,900円から7,200円に、オペレーター賃金につきましては200円を引き上げし10,600円から10,800円として提案をしたところでございます。

審議会では、若い人が魅力を感じて採算が取れるような農業をやれるような環境をつくる必要があるという意見等があったわけですが、人力作業については前年比で8%アップの600円引き上げし6,900円から7,500円に、また、オペレーター賃金につきましては前年比4%アップ、400円を引き上げて10,600円から11,000円としところでございます。

委員会におきましては、審議会の意見に特に異論はないということ承認をされたところでございます。

次に、2ページ目に移らせていただきます。

機械の部でございます。

機械作業の標準賃金、事務局案は、生産資材の高騰などを配慮し、農機具や燃料費の高騰、最低賃金の上昇などから、令和5年度機械作業の標準賃金は、岩手県農業会議で試算した内容等を踏まえ、主要作業(耕起、代かき、田植え、収穫など)の作業料金について、平均で約2%上昇していることを考慮して、全機械作業について一律2%の引き上げとしたところでございます。

審議会では、農機具や燃料費などの高騰により5~6%の値上げしてほしいとの意見があったところでございますが、おおむね

2%の引き上げで了承されたところでございます。

なお、電気料金が4月以降30%値上げするということに配慮して、粃乾燥機の水分20%未満についても、20%以上の2区分と同じように前年度と比較して10円アップにした方がいいということで330円を340円としたところでございます。

また、田植えの摘要欄についても、同時施肥520円加算及び同時薬剤散布520円加算、これらについても作業に手間暇がかかるということと併せて、奥州市と同様に同時施肥1,100円加算及び同時薬剤散布1種類について330円加算といたしたところでございます。

委員会では、他の市町村との兼ね合いもあって、一関だけ大幅に上げるわけにもいかないのではないかなという意見を中心に様々ありましたけれども、最終的には審議会での意見で承認をされたと、こういうことでございます。

また、3ページの新規項目の設定についてでございますが、農家の方から、防除にブームスプレーヤとドローンの追加設定、あるいは牧草作業のロールベアラに1梱包当たり直径100cmを追加してほしいというような要望があったと報告がございました。

また、逆に1梱包当たりではなくて10aの金額で設定してほしいというような要望もあったということでございます。

ブームスプレーヤにつきましては、事務局案では平泉町と同額の1,600円として提案をしたところでございます。

また、ドローンにつきましては、一関市で新規設定する場合、事務局案では北上市と同じ区分で同額のドローン・無人ヘリコプターで1,210円としたところでございます。

審議会では、この金額を標準額とされては困るとの意見、あるいはドローンについてもこの金額では難しいというふうな、実際やっている委員から意見が出たところでございます。

そういったことから、さらに調査が必要ではないかというようなことで、継続検討ということで今回は設定を見送るという結果となったところでございます。

委員会としても、来年度の設定に向けて継続検討とし、今回は設定を見合わせるということにしたところでございます。

詳細については記載されておりますので、ご覧になっていただきたいと思っております。

また、ロールベアラの直径100cmの追加については、事務局案では既存の90cmと120cmの金額から割り出せること、それから10

a の設定は県内ではないことから新たな設定は見合わせるとしたところでございます。

審議会では、100cmの藁回収が主流になっているので次年度で追加してもらいたいという意見もあったわけですが、継続検討とし、今回は設定を見合わせるという結論となったところでございます。

委員会では、確かに主流は100cmになっているものの、10 a 当たりとなった場合には取れる圃場と取れない圃場ということが出てくるということで、1 梱包当たりの価格設定でいいのではないかということもございました。

また、審議会の前に、原案を委員会そのもので粗々でも精査する機会が必要ではないかという意見もあったところでございます。

これらについては継続検討とし、今回は設定を見合わせるとしたところでございます。

その他として、委員会の中では標準小作料を公表する際に、現実には中山間中心にただでもいい作業をやってくれないかということも結構あるという意見が出て、いずれ無料分も含めて標準小作料の計算をしてほしいという話も出たところでございます。

いずれ、事務局とすれば、高額、低額の実例を削除して平均値で公表することと、農地の賃貸借の料金情報ですけれども、平均を公表することとなっているというふうなことでございまして、現時点では無料の使用貸借分は含めないと、こういうところでございます。

備考欄に、実際の農地の貸借については、賃借料が無料の使用貸借契約もありますけれども、実例として含めておりませんと記載はしているということで、この辺は目につくように文字を大きくすることで改善できるのではないかと、こういう意見等があったところでございます。

以上で農政専門委員会の報告とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

議 長

以上で「報告第38号」の報告を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長
議 長

なければ、報告第38号の質疑を終わります。

次に、「報告第39号 専決処分の報告について」を議題といたします。

局長

事務局の説明を求めます。

2ページをお開き願います。

報告第39号、専決処分の報告についてご説明いたします。

農地法第3条の3の規定による相続の届出について、専決処分しましたので農地法関係事務処理要領第3の3の規定に基づき報告するものです。

3ページをお開き願います。

専決処分書ですが、一関市農業委員会事務処理規程第8条の規定により、次のとおり専決処分したものであります。

専決処分した内容につきましては、先月の総会以後の相続による届出に対し、審査の結果、適法と判断し受理と決定したもので、記載の第1号から8ページの第19号までの19件、19名の方からの届出であり、専決処分の日は令和5年2月15日であります。

この専決処分につきましては、農地法の許可が不要な相続などで、農地等の権利を取得したことの届出に対し、農業委員会は、「速やかに届出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検討し、その届出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定」し、「届出を受理したときは、遅滞なく受理通知書その届出者に交付」すると規定されていることから、会長において専決処分を行い、届出者に対し、それぞれ受理通知書を送付したものであります。

以上で説明を終わります。

議長

以上で「報告第39号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議長

なければ、報告第39号の質疑を終わります。

次に、「報告第40号 農地現状変更届出の報告について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局長

9ページをお開き願います。

報告第40号 農地現状変更届出の報告についてご説明いたします。

これにつきましては、一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱に基づく届出であり、記載の第1号から10ページの第5号までの5件18筆の現状変更届出を受理しましたので、一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4の規定に基づき報告するものです。

なお、届出者には、届出書受理後、審査のうえ、現状変更する農地に掲示する「農地現状変更届出済標」を交付しているほか、担当地域の農業委員及び農地利用最適化推進委員に対し、届出の内容について通知しております。

届出に係る土地の所在地、届出人等につきましては議案に記載のとおりですが、現状変更の理由は、耕作の利便性を図るための盛土・切土が3件、農業用施設の整備が2件となっております。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で「報告第40号」の説明を終わります。
ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 なければ、報告第40号の質疑を終わります。

議 長 次に、「議案第116号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局 長 11ページをご覧ください。

議案第116号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について、議案の内容をご説明いたします。

最初に関東地域に係る申請3件です。

第1号については、譲渡人と譲受人は親子の関係にあり、譲渡人が高齢のため、農業後継者である譲受人が生前贈与により農地を取得しようとするものです。

第2号については、貸付人が高齢による労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和9年2月28日までの4年間で、物納となっております。

12ページをご覧ください。

第3号については、譲渡人が高齢による労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

次に、花泉地域に係る申請5件です。

12ページから13ページをご覧ください。

第4号及び第5号については、法定相続人である貸付人が農機具を所有しておらず耕作できない状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和7年12月31日までの2年10ヶ月間で、物納及び賃借料はそれぞれ記載のとおりとなっております。

第6号については、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和7年12月31日までの2年10ヶ月間で、物納となっております。

第7号については、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和7年12月31日までの2年10ヶ月間で、物納となっております。

14ページをご覧ください。

第8号については、譲渡人が後継者もなく労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

次に、大東地域に係る申請3件です。

第9号については、貸付人が高齢のため労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため使用貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和9年12月31日までの4年10ヶ月間となっております。

第10号については、譲渡人が耕作を辞めたことから、譲受人が経営規模拡大のため売買により農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

15ページをご覧ください。

第11号については、譲渡人が高齢で遠方に居住していることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

16ページをご覧ください。

次に、千厩地域に係る申請2件です。

第12号及び第13号については、譲渡人と譲受人は親類の関係にあり、それぞれがお互いの耕作の利便性を図るため、交換により農地を取得するものであります。

次に、室根地域に係る申請1件です。

第14号については、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和10年3月31日までの5年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

17ページをご覧ください。

次に、藤沢地域に係る申請1件です。

第15号については、譲渡人がともに遠方に居住しており、耕作管理できないことから、譲受人が宅地及び住宅等と合わせて農地を取得し、新たに耕作するため売買により取得しようとするもので、売買金額は宅地・建物等を含み記載のとおりとなっております。

譲受人は農家ではありませんが、水稻、大根、かぼちゃ、じゃがいもの作付、管理計画を記載した営農計画書を提出しております。

以上15件の申請は、いずれの申請についても農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

以上で、説明を終わります。

議 長

以上で「議案第116号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

6番
菅原 吉昭 委員

最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。

一関地域の農地法第3条の現地調査報告を行います。

現地調査日、令和5年2月13日、月曜日、午前9時より行いました。

現地調査員、農業委員 私 菅原、佐藤、農地利用最適化推進委員 菅原、佐藤、事務局職員 千葉主査、千葉主事でございます。

報告内容、第1号から第3号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に、花泉地域の担当委員の方、報告をお願いします。

22番
佐藤 多賀幸 委員

それでは、農地法第3条現地調査報告書、花泉地域について報告いたします。

現地調査日は令和5年2月10日でございます。

現地調査員は農業委員 私 佐藤と農地利用最適化推進委員は千葉、磯田、そして支所職員は千葉主査でございます。

報告内容でございます。

第4号から第8号につきまして、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま。

議 長
23番
鈴木 勝 委員

以上です。
ありがとうございました。
次に、大東地域の担当委員の方、報告をお願いします。
農地法第3条現地調査、大東地域の報告をいたします。
現地調査日、令和5年2月10日、金曜日、午後1時30分より行
いました。

調査員といたしまして農業委員 私 鈴木、農地利用最適化推進
委員 佐々木、及川、支所職員 畠山産業建設課課長補佐、計4名
でございました。

報告内容、第9号から第11号について、別紙農地法第3条現地
調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、い
ずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことか
ら問題ないと思われま

議 長
5番
佐藤 繁 委員

以上、報告を終わります。
ありがとうございました。
次に、千厩地域の担当委員の方、報告をお願いします。
千厩地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。
現地調査日は令和5年2月10日、金曜日、午前9時30分より行
っております。

現地調査員、農業委員 私 佐藤、農地利用最適化推進委員 小
野寺委員、渡邊委員、支所職員 小山産業建設課主査でありま
す。

報告内容、第12号から第13号について、別紙農地法第3条現地
調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、い
ずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことか
ら問題ないと思われま

議 長
12番
藤原 美喜男 委
員

以上、報告いたします。
ありがとうございました。
次に、室根地域の担当委員の方、報告をお願いします。
室根地域の農地法第3条現地調査の報告をいたします。
調査日につきましては令和5年2月10日、午前9時より実施し
てございます。

調査員につきましては農業委員として千葉委員、それから私
藤原、農地利用最適化推進委員につきましては岩淵委員、支所職
員として小原産業建設課主任技師でございます。

報告内容ですが、第14号について、別紙農地法第3条現地調査
書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結

議 長

18番

佐々木 栄一 委員

果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題はないと思います。

以上です。

ありがとうございました。

次に、藤沢地域の担当委員の方、報告をお願いします。

農地法第3条現地調査、藤沢地域の報告をいたします。

現地調査日、令和5年2月10日、金曜日、午前9時30分より行いました。

調査員につきましては私 佐々木、農地利用最適化推進委員につきましては畠山、佐藤、支所職員 阿部産業建設課主事でございます。

報告内容、第15号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

以上でございます。

議 長

21番

畠山 潔 委員

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

私の地域の大東の関連ですので、ちょっとお聞きします。

今、両隣から直接聞かれたんですが、11番、備考の欄に売買800円という金額が載っているんですが、本当にその金額なんですか。

局 長

お答えいたします。

金額800円で間違いないということでございます。

双方、譲渡人、譲受人ともこの金額で納得をされているということですが、贈与税等かかる可能性もあるのではないかとということで事務局の方ではお話ししたそうでございます。

以上です。

21番

畠山 潔 委員

議 長

了解しました。

記載上はミスはないということでございました。

その他ございませんか。

9番

畠山 信吾 委員

質問ではなくて確認でございます。

17ページの15番ですが、宅地等含むということで、私は個人的には空き家バンクなのかなというふうな思いをしているんですが、空き家バンクかどうかという確認です。

局長補佐

お答えいたします。
この案件は空き家バンクの案件ではないということでございます。

議長

通常の売買ということでございます。

よろしいですか。

その他ございませんか。

(なしの声あり)

議長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第116号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第116号」を可と決します。

議長

次に、「議案第117号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局長補佐

18ページをお開き願います。

議案第117号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法第5条第1項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について意見を求めるものです。

最初に、一関地域に係る申請5件です。

第1号は、譲受人が駐車場を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

第2号は、譲受人が共同住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域に存在する農地であるため第3種農地と判断しました。

第3号は、譲受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第一種住居地域に存在する農地であるため第3種農地と判断しました。

19ページをお開き願います。

第4号は、譲受人が土地の交換により駐車場を整備するため転

用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第一種住居地域に存在する農地であるため第3種農地と判断しました。

ここで補足説明をさせていただきますので、土地利用状況図の6ページをご覧ください。

議案の第3号、第4号の図面になりますけれども、第4号で交換の対象となる宅地、神田54-4ですけれども、こちらは議案の第3号で宅地への転用申請がされております神田55-1への進入路として利用されるものでございます。

ですので、議案の第3号と第4号はこのような形で関連があるものでございます。

以上、補足説明でございます。

それでは、議案書19ページに戻りたいと思います。

第5号は、譲受人が宅地分譲6区画を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第一種中高層住居専用地域内に存在する農地であるため第3種農地と判断しました。

次に、東山地域に係る申請1件です。

第6号は、譲受人が太陽光発電設備を設置するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

なお、各申請の権利の種別や金額は記載のとおりです。

以上、6件につきましては、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないと判断されるものです。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第117号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

最初に、一関地域担当委員の方、報告をお願いします。

6番
菅原 吉昭 委員

一関地域の農地法第5条現地調査報告を行います。

調査日、調査員については3号と同じですので割愛いたします。

別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請地は、一関インターチェンジから西に約2.2kmの位置にあり、周囲は北側が雑種地及び宅地、東及び南側が公衆用道路、西側が山林となっております。

申請人が山歩き支援ガイド事務所の来客用駐車場を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われま

第2号、申請地は、一関インターチェンジから南に約1.6kmの位置にあり、周囲は北側が市道、東側が宅地、南側が水路、西側が雑種地となっております。

申請人が共同住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はありません。

第3号、申請地は、JR一ノ関駅から南東に約920mの位置にあり、周囲は北側が宅地及び公衆用道路、東側が水路、南及び西側が宅地となっております。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はありません。

第4号、申請地は、JR一ノ関駅から南東に約920mの位置にあり、周囲は北及び東側が農地、南及び西側が宅地となっております。

申請人が駐車場を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われま

第5号、申請地は、一関インターチェンジから南東に約1.6kmの位置にあり、周囲は北側が農地、東側が水路、南側が市道、西側が道となっております。

申請人が宅地分譲する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はありません。

以上です。

ありがとうございました。

次に、東山地域担当委員の方、報告をお願いします。

東山地域、農地法第5条現地調査報告を行います。

調査日、令和5年2月10日、午前9時より、農業委員、鈴木、私佐藤、農地利用最適化推進委員千葉、渡辺、小野、事務局職員千葉主査、支所職員加藤産業建設課課長補佐、同じく佐藤産業建設課主任主査。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第6号、申請地は、JR岩ノ下駅から北東に1.5kmの位置にあり、周囲は北側が宅地、東側が山林、南側が井溝、西側が県道となっている。

申請人が太陽光発電を整備するものであり、排水は雨水のみで

議 長
7 番
佐藤 想司 委員

議

長

あることから、周辺農地に影響はないと思われ
ます。
以上です。

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

ございませんか。

(なしの声あり)

議

長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたし
ます。

(異議なしの声あり)

議

長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採
決していたします。

「議案第117号 農地法第5条第1項の規定による
許可申請に対する意見について」を許可相当と決
する方は挙手願います。

(挙手満場)

議

長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第117号」を許可相当と決し
ます。

議

長

次に、「議案第118号 一関市農用地利用集積計
画の決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局長補佐

20ページをお開き願います。

議案第118号 一関市農用地利用集積計画の決
定について、内容をご説明いたします。

一関市農用地利用集積計画について、農業経
営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づ
き議決を求めるものです。

21ページをお開き願います。

本議案に係る申請は、貸借権設定が56件、
所有権移転が5件、農地中間管理機構との貸
借で個別案件一括方式が11件です。

最初に貸借権設定ですけれども、第1号から
31ページの第31号までの31件は、一関地
域に係る申請です。

36ページをお開き願います。

第32号から44号ページの第46号までの15
件は、花泉地域に係る申請です。

第47号から第48号までの2件は、大東地
域に係る申請です。

45ページをお開き願います。

第49号は、室根地域に係る申請です。

第50号から47ページの第56号までの7件
は、藤沢地域に係る申請です。

48ページをお開き願います。

次に所有権移転ですが、第1号は、一関地域に係る申請です。
第2号から49ページの第4号までの3件は、花泉地域に係る申請です。

第5号は、室根地域に係る申請です。

50ページをお開き願います。

次に、農地中間管理機構との貸借で個別案件一括方式です。

第1号から第2号までの2件は、一関地域に係る申請です。

51ページをお開き願います。

第3号は、花泉地域に係る申請です。

第4号から53ページ第8号までの5件は、東山地域に係る申請です。

第9号から54ページ、第11号までの3件は、室根地域に係る申請です。

以上、各申請の詳細については記載のとおりです。

また、以上の計画の内容は、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているものであります。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第118号」の説明を終わります。

なお、[貸借権設定]第10号、第12号について、6番 菅原 吉昭委員が、第47号について、23番 鈴木 勝 委員が、[農地中間管理事業関係（個別案件 一括方式）]第4号、第5号について、7番 佐藤 想司 委員が、第6号から第8号について、20番 遠藤 勝幸 委員が、農業委員会等に関する法律第31条第1項による議事参与の制限に該当いたしますので、これを除き審議願います。

ございませんか。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第118号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を[貸借権設定]第10号、第12号、第47号、[農地中間管理事業関係（個別案件 一括方式）]第4号から第8号を除き可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第118号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を[貸借権設定]第10号、第12号、第47号、[農地中間管

		鈴木 勝 委員は入室願います。 (午後 2 時22分 入室)
議	長	鈴木 勝 委員に申し上げます。 「議案第118号」[貸借権設定] 第47号は可と決しました。
議	長	次に、「議案第118号」[農地中間管理事業関係 (個別案件 一括方式)] 第 4 号、第 5 号を審議いたします。
		佐藤 想司 委員は退室願います。 (午後 2 時22分 退室)
議	長	審議願います。 (なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。 「議案第118号」[農地中間管理事業関係 (個別案件 一括方式)] 第 4 号、第 5 号について可と決する方は挙手願います。 (挙手満場)
議	長	挙手満場と認めます。 よって、「議案第118号」[農地中間管理事業関係 (個別案件 一括方式)] 第 4 号、第 5 号は可と決しました。
		佐藤 想司 委員は入室願います。 (午後 2 時23分 入室)
議	長	佐藤 想司 委員に申し上げます。 「議案第118号」[農地中間管理事業関係 (個別案件 一括方式)] 第 4 号、第 5 号は可と決しました。
議	長	次に、「議案第118号」[農地中間管理事業関係 (個別案件 一括方式)] 第 6 号から第 8 号を審議いたします。
		遠藤 勝幸 委員は退室願います。 (午後 2 時29分 退室)
議	長	審議願います。 (なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。 「議案第118号」[農地中間管理事業関係 (個別案件 一括方式)] 第 6 号から第 8 号について可と決する方は挙手願います。 (挙手満場)
議	長	挙手満場と認めます。

議 長

よって、「議案第118号」〔農地中間管理事業関係（個別案件一括方式）〕第6号から第8号は可と決しました。

遠藤 勝幸 委員は入室願います。

（午後2時30分 入室）

遠藤 勝幸 委員に申し上げます。

議 長

「議案第118号」〔農地中間管理事業関係（個別案件一括方式）〕第6号から第8号は可と決しました。

次に、「議案第119号 農用地利用配分計画案に係る意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局 長 補 佐

55ページをお開き願います。

議案第119号 農用地利用配分計画案に係る意見について、内容をご説明いたします。

一関市長より、農用地利用配分計画案に係る協議があったので、意見を求めるものです。

57ページをお開き願います。

本議案に係る申請は、貸借の移転が10件です。

第1号から第5号までの5件は、花泉地域に係る申請です。

58ページをお開き願います。

第6号は、千厩地域に係る申請です。

第7号は、室根地域に係る申請です。

第8号から第10号までの3件は、川崎地域に係る申請です。

以上、申請の内容については記載のとおりです。

また、意見決定に係る受け手の判断要件となる「地域との調和要件」につきましては、書類等確認の結果、十分満たしております。

議 長

以上で説明を終わります。

以上で「議案第119号」の説明を終わります。

審議願います。

ございませんか。

（なしの声あり）

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

（異議なしの声あり）

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第119号 農用地利用配分計画案に係る意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

（挙手満場）

議 長	長	<p>挙手満場と認めます。</p> <p>よって、「議案第119号」を許可相当と決めます。</p>
議 長	長	<p>次に、「議案第120号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
局 長 補 佐		<p>59ページをお開き願います。</p> <p>議案第120号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について、内容をご説明いたします。</p> <p>次のとおり、農地法の適用外証明願の提出があったので、可否についての決定を求めるものです。</p> <p>本議案に係る申請は2件で、一関地域にかかるものです。</p> <p>いずれの案件も、農地以外となってから20年以上が経過しており、農地として復旧することが困難となっていることから、農地性は失われております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	長	<p>以上で「議案第120号」の説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。</p> <p>一関地域担当委員の方、報告をお願いします。</p>
6 番		<p>農地法適用外現地調査の報告を行います。</p>
菅原 吉昭 委員		<p>調査日、調査員については3条、5条と同じですので割愛いたします。</p> <p>第1号、申請地は、一関インターチェンジから南西に約2.4kmの位置にあり、周囲は北側が国道及び宅地、東側が原野及び宅地、南側が宅地及び農地、西側が農地となっております。</p> <p>平成14年頃から建物敷地の一部として隣人が利用しており、既に農地性は失われております。</p> <p>第2号、申請地は、一関インターチェンジから南西に約2.3kmの位置にあり、周囲は北側が国道、東側が用悪水路、南側が農地、西側が宅地となっております。</p> <p>昭和56年頃に国道拡幅の際に収用された土地の残地であり、狭小でのり面がある土地のため耕作管理できず原野化しており、既に農地性は失われております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上で現地調査の結果報告を終わります。</p> <p>審議願います。</p>

		<p>ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議	長	<p>審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。</p> <p>「議案第120号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。</p> <p>(挙手満場)</p>
議	長	<p>挙手満場と認めます。</p> <p>よって、「議案第120号」を可と決します。</p>
議	長	<p>次に、「議案第121号 令和5年度農作業標準賃金の設定について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
局	長	<p>60ページをご覧願います。</p> <p>議案第121号 令和5年度農作業標準賃金の設定について、議案の内容をご説明いたします。</p> <p>61ページをお開き願います。</p> <p>令和5年度農作業標準賃金について、別紙賃金表(案)のとおり設定することについて、議決を求めるものです。</p> <p>まず、農作業標準賃金についてであります。農作業の臨時雇用賃金や請負作業料金などの適正水準を確保するとともに、農作業の受委託を円滑に推進するため定めるものであり、担い手の育成や農業経営の安定的発展に適切な額であること、受委託農家の双方に理解が得られるものであることを基本として毎年度作成しているものです。</p> <p>本日、審議いただきます令和5年度の農作業標準賃金については、2月3日に各地域の受委託農家の代表で構成する「農作業標準賃金審議会」において審議し、その後、2月8日の農政専門委員会の審議を経て調整したものでございます。</p> <p>内容については、報告第38号の農政専門委員長報告にありのとおりであります。</p> <p>令和4年度との変更点について説明いたしますと、表の網掛けの部分になりますが、上から、人力の部では、1日(8時間)当たり人力作業は6,900円から7,500円に、オペレーター賃金は10,600円から11,000円に引上げになります。</p> <p>次に、機械の部については、全ての作業を一律2%アップとし、田植えの摘要欄10a当たりで「同時施肥520円加算」を「同</p>

時施肥1,100円加算」に、「同時薬剤散布520円加算」を「同時薬剤散布1種類につき330円加算」に変更、また、「肥料、薬剤除く」との表記を「肥料、薬剤代別途」とし修正、防除に追加希望のありましたブームスプレーヤとドローンについては、今回は継続検討とし、設定を見合わせることにいたしました。

また、乾燥の籾乾燥機、30kg当たりで水分20%未満については、2%アップでは端数処理の関係で昨年度と同額となることから、水分20%以上の区分と同額の10円増とし330円を340円としております。

牧草作業のロールベアラに追加希望のありました直径100cmについても、今回は継続検討とし、設定を見合わせることにしております。

なお、一番下段の機械運搬につきましては、昨年度から表記をしておりましたが、わかりにくいというご指摘がありましたので、※印をつけ、太字で見やすくしております。

簡単ですが、以上で説明を終わります。

ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

以上で「議案第121号」の説明を終わります。

審議願います。

14番
佐藤 宗雄 委員

委員会で先ほど報告した1ページの下に、時間外のところですが、1時間1,173円とありますけれども、この表では1,172円と1円違うんですが、どちらが正しいのでしょうか。

議 長

若干お待ちください。

暫時休憩いたします。

(午後2時45分 休憩)

(午後2時47分 再開)

議 長
局 長

会議を再開いたします。

大変失礼いたしました。

四捨五入でございますので、1時間当たり938円掛けます超過1時間当たりですので、1.25を掛けますと1,172.5となりますので、四捨五入で1,173が正しいということでございますので、訂正を一つお願いいたします。

表の方は修正して発行いたします。

議 長

佐藤委員、了解ですか。

14番
佐藤 宗雄 委員

ありがとうございました。

議 長

そのほかございませんか。

9番
畠山 信吾 委員

今になって気がついたことがございました。
農政専門委員にも出ておりましたし、なんですけれども、標準額と税込標準額、税込標準額は消費税10%含んでいますということで一つひとつ計算、全部ではないんですけれども、何ヶ所か計算してみました。

標準税額掛ける1.1が必ずしもこの額にならないものがあることが判明いたしました。事務局、把握してはいたしたか。

局長

四捨五入してもでしょうか。

9番
畠山 信吾 委員

たまたま私がやったのはおぼろげに620円×1.1だと683になったような気がしたので、ちょっと計算してみてください。

私の計算ミスでしたか。

議長

今、計算中ですので若干お待ちください。

局長

1円未満で四捨五入しているの、2円と出るものは切り捨てでゼロになっていると。

9番
畠山 信吾 委員

今までは多分これでも構わなかったかと思えますけれども、インボイスが10月1日から始まることによって税額表示が必要になってくると。

必要ではない方もいますが、必要になる方もあるということになれば、これはもしかしたら1円単位であろうとも、切り捨てとか、そういうことにするわけにはいかないのではないかとということが今この会議をしている中で気がついたもので、このままではちょっと農業委員会が出す書類としてはちょっと整理されたものではないような気がしたので、ぎりぎり間に合うこの総会の場で議論した方がよいのではないかとこのように思いましたので、あとはお預けします。

局長

大変ありがとうございました。

税込標準額については1円未満を切り捨てして、円単位まで表記したいと思いますが、ただ、今度計算して出す方としては面倒もあるのかと思いますが、それでよろしいでしょうか。

円単位まで表記すると、1円未満は切り捨てる。

9番
畠山 信吾 委員

さっきも話したとおり、インボイスがなければ多分それでよかったんだと思います。

インボイスは私も勉強して、今インターネットで調べられるので若干勉強していますけれども、消費税になると、ものの値段と消費税の税率とその額を明記した請求書であったり領収書であったりを、求められた場合にはそれを提出しなければならない、それがインボイスという、ざっくりと言うとそういうことになって

いるようでございます。

なので、計算しやすいように10円単位で切りましたとか100円単位で切りましたという理屈は、多分財務省や税務署には、インボイスが始まると却下されるというか、それではいけないと、農業者が全員インボイスを登録しないのであれば構わないのですが、そうではないと思うので、それに対応した数字を出してやらないと、あとからちょっとまずいことが起きるような気がします。

インボイスに詳しい方はおりませんか、どなたか。

100円のを売りました、これは食料品なので8%の税額を掛け消費税は8円です、それで108円ですというふうに明記しないとだめなのです。

例えば6,000円の作業代金のものを作業しました、これは10%なので600円の消費税です、6,600円の請求をします、あるいは6,600円受領しましたということを明記する必要があるのが決まりみたいです。

局 長

そうしますと、この税込標準額の中に税額という欄を設けて、3つの金額表示が正しい形になるかと思いますので、その際の税額については四捨五入せずに小数点以下は切り捨て。

9番
畠山 信吾 委員
局 長

その辺、ちょっと役所の見解や何か調べた方がいいと思います。

いずれ、標準額プラス税額が税込標準額になるような形の表記で合わせなければならないということで、見直しさせていただきたいと思います。

9番
畠山 信吾 委員
局 長

すみません、委員会のときに気がつけばよかったですけれども。

ありがとうございます、かえって発行する前で助かりましたので、ありがとうございます。

今回の事務局に任せていただいた上で修正をかけて発行するという形でも構いませんか。

それとも、もう一度3月の総会の方で確認をいただいた方がよろしいでしょうか。

議 長
農政専門委員長

委員長、何かございませんか。

詳細はわかりませんが、他市町村を見ると単純にはこういう表示の仕方で標準額プラス消費税額が記載されていないようです。

要は2つしか記載されていない。

すぐにお正月あたりに、例えば栗原、本来その辺はお正月に決

めて出しているんですが、それがこういう形の表示、ただ、それがどうのこうのというわけではないですけれども、詳しいことはわかりませんが、いずれ、これはこれでもいいような気がするんですが、ちょっと正式なことは確認していただくしかないと思います。

11番
山本 佳範 委員

審議会で、要は消費税込みで決めたのかというところがあると思うんですよね。

決めたのであれば、実際の税抜きの額は本当に細かい端数になると思うんです。

1.1掛けてこの切れのいい数字にするというやり方もあると思うんですね。

あと、作業料金の場合は、私らもたまたま例えば消費税込みで178,200円とかとなると切り捨てて170,000円とかと請求書を起こすことがあるんですけれども、その場合はその中にいくら税金が含まれているかというのを表示しなければいけないんですよ。

それは新たに消費税はその中のいくらですよという表示の仕方になると思うんですね。

だから、どれが正しいかはわかりませんが、この書き方だと確かにまずいと思うんですね。

計算して税込みの金額にならないので、税込みでこの価格で契約したのであれば、逆に逆算して税金を掛けたときの基準いくらと計算して表示していただければいいのかな、どちらでもいいですよ、とにかくどちらを優先しているかと、税込みで今回、切りよくこういう数字に決めたんだよというのであれば、それに合わせてこちらを直していただければいいのかと思います。

局 長

ありがとうございます。

税込標準額で審議をいただいた上で決定しておりますので、山本委員おっしゃるとおり、逆算しまして標準額を算出し、さらに税額を表記した上で合算して税込標準額になるような表にしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

修正については事務局一任でも構いませんか、それとも、もう一度ご審議いただいた方がよろしいでしょうか。

しっかり計算し直しまして、作成したいと思います。

議 長

あとごさいませんか。

14番
佐藤 宗雄 委員

皆さん協議されて税込標準額という形で端数のきれいになった数字でしょうから、税外の金額が100という形に戻せば問題はないんでしょうけれども、そもいかないですね、証明を出すとき

は。

委託した方は、例えば標準額を確定した場合、税抜き前は1割掛けて数字に戻して請求書を書くというような方向ではまずいんですか。

税込標準額で多分委託を受けた人は請求しますよね、そのとき、さっきの消費税の問題があるのであれば、110分の100が税抜き前の数字という形になりますよね、そういう請求書のつくり方ではだめなんでしょうか。

局長

先ほど説明したとおり、税込標準額から割り返して標準額を設定いたします。

なので、今の金額とちょっと変わってくるところがかなりあると思いますので、プラスその間に税額という表記をしまして、足した標準額プラス税額が現在の税込標準額になるような表に改めたいと思いますので、よろしいでしょうか。

11番
山本 佳範 委員
局長

税額は知らない。

引けばいい。

引けばいいんでしょうが、表記としてあった方が請求する側はいいのかなという意見がありましたので、そうしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

12番
藤原 美喜男 委員

いずれ、私は税込みと税抜きを正確に計算した表示だけでいいと思います、このとおりで。

これにさらに消費税だけの表示をし、例えば1反歩びたっと委託する人というのはなかなか、何十何aとか、だから、この2列で正確に税込みと税抜きの金額を表示していただければと私は思います。

9番
島山 信吾 委員

くどいようですみません。

適格請求書等保存方式というインボイスの制度なそうですけども、それには税抜き金額と税額が何%と金額を入れなくてはならないので、3段になって見にくくなるかもしれませんけれども、インボイス登録をする人があると思われるんです。

なので、税額も書いてあげた方が丁寧かなというふうに思います。

確かにこの金額、例えば一番上のマニアスプレッターが税込みで3,310円を3,300円でいいよというふうに取り引する方もいるし、3,000円でいいよという取引される方もいるかと思いますがけれども、その方の場合はインボイス登録していれば1割引いた額を税抜き金額、税込みいくらと自分では計算しなくてはならないんで

すけれども、あくまでもその標準額を決めるのであれば、税金の消費税の標準額も、インボイスが始まらなければ何も構わないんですけれども、始まるということが決まっているので、出してあげた方が親切かなと思いますので、私はそちらの方を採用してあげたらいいかなと思うところであります。

以上です。

7 番
佐藤 想司 委員

税額まで本当に必要かどうか私もちょっと疑問を感じます。

実際の場合では1反歩とか2反歩とか、そんな切りのいい話は絶対なくて、1反2畝だとか3反5畝と、どっちにしたって面積はそんなに苦にならないです。

自分で計算しなければならいでしょう、結局、そこら辺は。

税額書いたってどれだけの意味がありますか。

紙面を狭めるだけで私は税額まではいらないと思います。

私の意見です。

以上です。

議 長

長引くようですので、ここで若干休憩します。

(午後3時3分 休憩)

(午後3時13分 再開)

議 長
局 長

休憩中の会議を再開いたします。

先ほど標準額、その間に税額、それから税込標準額と3つの数字を表記したいということでお話をいたしました。まだご意見があるようでございますので、もう少しご意見をいただいた上で審議をしたいと思います。いかがでしょうか。

8 番
千田 幹雄 委員

私もインボイスの関係は3回ほど聞いていますけれども、何回聞いてもよくわからないのが税金の中身のようなのですが、いずれ、インボイスは登録はやってもやらなくてもいいと、はっきり言えば。

やらなければ経営体に影響を及ぼす可能性がありますということだから、これは個人の自由でやってもやらなくてもいいというのがインボイスの今回の制度のようでございます。

今回の標準賃金表の関係ですけれども、そういった意味からすれば、下手に2本とか何かあるから面倒なのであって、この意味は10%の消費税は含んでいますという表示があれば、税込みの標準額一本でいいのではないかと思います。

もしやる場合は、これもどちらでもいいのだけれども、簡単な方法とすれば、簡易の方法としてもあるということで、これも最初から決まっている、今までも1,000万円以上の人については消

費税がかかるんですけれども、今回、免税の方々にも該当するというので、その簡易課税方式で、税金の納める基準の計算方式もある程度、それらを該当するのであれば、何もあまり細かく表示する必要はないのではないかと思います。

もう一つ、税込標準額でいいというのは、頼む方も頼みやすい、お金をそれだけ準備すればいいから。

我々は作業に行って、この懐にあるお金でこの額だなと言ったら、支払者からしても、この額でいっぱいなんだなというのがわかるから、わかりやすい額の方がいいのではないかと思います。

議 長
局 長

そのほかございませんか。

なければ、再度、局長。

ご意見としまして3つあったかと思えます。

まずは今の標準額と税込標準額でよろしいのではないかと、それから標準額、税込標準額の中に税額の表記も必要ではないかと、今、千田委員からあったとおり、税込標準額の一本でいいのではないかということで、表記については3つが今ご意見としていただいたところかなと思ってございます。

これをどうしたらよろしいでしょうか、採決して決めた方がよろしいのか、それとももう少しご意見をいただいた上で決定した方がよろしいでしょうか。

事務局としては税額も表示した方が親切であると思ったところではございます。

ただ、やっぱり見にくくなる、迷ってしまうところもあるのではないかというご意見もそのとおりでございますので、事務局としてははっきりこうしたいというところが迷っているところがございますので、ぜひご意見をいただきたいというふうに思います。

20番
遠藤 勝幸 委員

一つ、今問題になっているのはインボイスがどうなのかということだと思っております。

私なりに、去年の暮れあたりからいろんな人の話を聞いたりインターネットを見たりなんかしていたんですけれども、まず、私含めて大半の方は免税事業者です。

インボイスの適格請求書がほしいという人たちは、何かの事業をやったときに消費税を控除できる証拠書類として消費税何%で仕入れていますよという書類がほしいということなんです。

農作業の受委託に関して、例えば私は機械を持っていて一般農家の方々の作業を受けるというふうなことをやっている。

そうすると、お願いしますと委託した人はそこで終わりです、

その先の事業はないわけです。

その委託した人は1,000万円以上の売り上げがあつて消費税を納めている課税事業者かという、ほとんどはそうではないと思うんです。

1,000万円以上の売り上げがあつて消費税を納めている方々は大体は機械とか何かを持っている事業をしている方だと思ふんです。

ほとんどの方は消費税を納めていない方々だとに思います。

そこが一つ。

それと、インボイスになって初めて私が気づいたのは、消費税を税務署が免税事業者から取りたいんだなというのがわかってきたことで、我々、今まで免税事業者は益税という、これはあまり大げさに言つてはまずいのかもしれないですけども、益税で何とか経費が上がっていたり何かするという、その益税で何とか凌いできたというところもある一面、あると思ふんです。

なので、私から言うと、インボイスがどうのこうのという話は本当のごく一部の方々だと思ふんです。

私も千田 幹雄 委員の発言の方に私も賛成です。

今までどおりというか、何年か前は一本だけだったんですよ。

かえつてその方がいいと思ふますし、もし課税業者から頼まれた場合には、私も課税業者になって、適格証明書を出せと言われて課税事業者にならなければならないんですけども、今の状態で消費税を納めるくらいの事業はしていないので課税事業者になるかどうかというのは悩んでいるというか、そういうところですので、結論から言えば消費税込みの作業料金を一本で表示していただいた方が委託する側、受ける側も混乱しなくていいのではないかと千田委員の意見に私は賛成いたします。

議 長

ありがとうございました。

そのほかございませんか。

13番
佐藤 和威治 委員

そのときに、おたくは免税事業者だから、消費税をおたくに払わなくてもいいですよという制度にこれから変わるのではないのでしょうか、インボイス制度。

そこら辺が、ここで税込みの額だけ出してやっていたときに、大方の人は消費税を取らなくていいというか、取れない作業受託者の方々になっていくのではないのでしょうか。

そこら辺は農業委員会として、事務局でどの程度検討なさっていたのでしょうか。

何でこんなことを言うかという、先ほどの会長の挨拶の中でインボイス制度が議会で話題になったと、畜産なり畜産3部門なりは農協で言うと個別の販売なものだからインボイスの関係は必死になって勉強なさっていると思うし、野菜園芸であれば逆に共選共販だからインボイスの制度は関係ない、ただし産直なり道の駅に出荷している方々はきちっと登録をしなければならなくなる可能性が多分にある、そこら辺をどの程度事務局は把握なさって、この数字的なものを抑えてあるのでしょうか。

局長

今回この標準賃金の議論の中では、インボイス制度の話は全く出なかったというところもありますし、事務局としてもそこまで確認してはいなかったというのが正直なところでございまして、今回初めて畠山委員からインボイスの話が出まして、なるほどなというところに気がついたというところでございます。

8番
千田 幹雄 委員

ちょっとわかりやすく一つ例を言いますと、私は今の法人の方に携わっているんですけども、そこで例えば個人に作業を委託した場合、インボイスというのは登録制なので、登録していなければ税を抜いた額でもらっていいんです。

その個人が登録していれば税込みでもらう、それを例えば、税込みで全部、登録していない人も税込みで払った場合、仮受消費税がもらえないわけですよ、もらえないから、相殺できないわけですよ、仮受けと仮払いの消費税。

なので、法人の方が損するから個人で払ってしまう、だから法人ではそれはもらえない話なんです、登録していない人からは。

なので、そこをきっちり見極めて頼むかどうか、最初から登録していない人に頼んだ場合は仮受消費、仮受消費税というのは当然税務署からもらう金額です、仮受けは、仮受けていたら払わなければならないですね。

仮払いはもらわなければならないんです。

仮払いの消費税をもらわないのだから、その分は法人で出さなければならないんです。

なので、この消費税分を引いた金額でお支払いすることができるとのことなので、まずインボイスの勉強会ではないんだけど、この標準額は、一つの基準とすればやっぱり税込標準額だけを表示していれば一番間違いないのかなというふうに思います。

8番
畠山 信吾 委員

すみません、紛糾させるつもりはございません。

今、千田委員が言った消費税をインボイス登録していない人に

は払えないから消費税を抜いた額と言いましたけれども、例えば消費税込みで5,500円の作業を、例えば私、インボイス登録していなかったから、500円の消費税だから5,000円でやれという理屈ですよ。

そうした場合に、消費税は面倒なものでサービスにはついて回ってくるので、5,000円にした場合でも、消費税が入った5,000円になるんですよ。

5,500の消費税が入った5,500円ですけども、その消費税分まける、5,000円だぞと言われても5,000円の中にも消費税が入っているの、今の言った例だと法人では仮払い消費税がその5,000円の中に11分の10入るんです。

登録していなくても、表示ができないですけども、それは法人が負担しなくてはならないんです、まけてもらったにしても。

まけてもらったところに消費税が入っているの。

私が勉強した範囲では3つですけども、見やすいということであれば税込標準税額1本でもいいかと思えます。

インボイスはこれから10月1日に始まるまだ若い制度だから、だんだんわかってきたときに、こちらの方がいいねとなれば、それでもいいことだと思うので、今ここで決めたことが未来永劫続くということでもないの、今の時点で一関市農業委員のみんながいいと思う数の多い方で決めていって、悪いことはないんだと思えます。

議 長

私が今まで皆さんから聞いた話を総合しますと、要するにあれば活用できる、ないと活用するときにはいちいち計算しなければいけない、簡単に言えば。

それだから、あった方がいいのではないかと、いらぬ人は使わない。

農家なんかは、特に法人の人たちは結構やっていますから、これからインボイスは絶対ついてくるものだと前向きに考えて、やはり入れていった方がいいのかと、そうでないと、また問い合わせなんかがあったときにいちいち大変ではないかと、事務局が。

いかがですか。

6 番
菅原 吉昭 委員

ここでインボイスの勉強会をするとは思わなかったんですけども、いろいろ勉強になりました。

私もいろいろ興味あって本とか買って来たんですけども、全然中身がわからないから古本屋に売ろうかと思っているんですが、一応、今ここにできている分の表で私はとりあえずいいのではな

いかなというふうに思いました。

消費税の分が入っていれば、もしかすると、私は計算が苦手だからいいかなと思うんですが、とりあえずはこの標準額と税込みの額と入っているので、今のこの分でもいいのではないかと。

ただ、最初に畠山委員が指摘した金額が合わないというがあるので、そこの部分についてはもう一回直してもらって、3月の総会でもう一回見てもらった方がいいのではないかと思います。

以上です。

局 長

様々な意見をいただいてありがとうございました。

ただ、3月の総会でというお話をいたしました、実は農業委員会だよりの発行に時期がありまして、総会まで待ってしまいますと、ちょっと時期的に難しいところがございますので、計算は事務局の方でしっかりさせていただきますので、方向性を決めていただきまして、数字は合う形で作成させていただいて発行させていただければと思いますが、いかがでしょうか。

22番
佐藤 多賀幸 委
員

今、探していたものがやっと見つかったので報告しますが、税込みで出している、一本で出している市町村は平泉町、栗原市、登米市、気仙沼市、4つです。

それから、別に出しているのは、うちの方と同じようにこれまで出しているところでは一関と奥州と北上、ですから7市町村のうち4市町村は税込みを、あとの3つは標準と税込みというこの2つの段ということですので、これを参考にしてやっていただければいいのかなと思います。

議 長

それでは、賛否を取ってみたいと思います。

要するに、議案のとおり標準額と税込標準額と、税込額1本、標準額と税と税込みの3つの意見があった。

議案のとおり賛成の方、挙手。

(挙手多数)

議 長
局 長

15名でしたので、このままで決定になります。

ありがとうございます。

それでは、表記自体はこの2本のままですが、標準額については税込標準額から割り返した額に計算させていただいた上で発行するというので、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

最後に、一番下に農業委員会の電話番号がございますが、川崎の番号が決まりましたので、お知らせをしたいと思います。

議
議

長
長

電話番号が43-3606が川崎の方での電話番号になりますので、
よろしく願いをいたします。

電話43-3606、一番下の段になりますが、これは3月13日以
降、使えることになりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

以上で審議を終了いたします

第18回一関市農業委員会総会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

(午後3時34分閉会)

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員